#### 公表します 住民票の閲覧 見状況を

黒潮町における平成 26年41

項に限られています。 覧状況を公表します。 日 なお、 から平成27年3月31日までの間 住民基本台帳法に基づいた閲 閲覧できる場合は次の事 **月** 

が法令で定める業務を遂行する ために必要な場合 国または地方公共団体の機関

1

### に閲覧することが必要である旨 次の①~③の活動を行うため

住民基本台帳の閲覧状況は、住民基本台帳法において、 毎年少なくとも1回は公表することと定められています。

2

①統計調查、

世論調査、

学術研·

究

**黒潮町住民基本台帳の閲覧状況**(平成26年4月1日〜平成27年3月31日)

の申出があり、

市町村長がその

一出を認めた場合

その他の調査研究のうち、

性が高いと認めるもの

TENT THE WORLD THE TENT THE WATER OF THE WAT				
請求をした機関の名称 (または申出人の氏名)		請求の事由の概要 (利用目的の概要)	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 西内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 別	澤 豊	「基本的法制度に関する世論調査」 の対象者抽出 (内閣府設置法第 4条第3項第39号に基づく調査)	平成26年 11月4日	田野浦・出口地区の20 歳以上16件
一般財団法人 輿論科学協会 理事長 大 総務省情報通信国際戦略 局長 林		「通信利用動向調査における世 帯対象調査」の対象者抽出	平成26年 12月17日	町内の20歳以上の筆 頭世帯構成員172世帯

本庁 住民課 住基戸籍係 ○お問い合わせ

③営利以外の目的で行う居住関係

公益性が高いと認めるもの

の確認のうち、

訴訟の提起その

他特別の事情による居住関係の

確認として市町村長が定めるも

 $\mathcal{O}$ 

②公共的な団体が行う地域住民

福祉の向上に寄与する活動

のう

☎43-2800(課直通)

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701(直通)

# 幡多広域消費生活センター便り

### 勧誘にご注意ください! 健康食品を勧める悪質な電話

ています。 品を購入させられる被害が発生し を絶ちません。電話で、 安につけこむ、 誘されたりして、 効能を告げられたり、 健康に対する消費者の関心や不 悪質な勧誘があと 高額な健康食 しつこく 根拠のな



### 【トラブルに遭わないために】

突然の電話勧誘にご用心!

②遠慮は無用。はっきり断る。 長話は禁物です。

でも勧誘を続けるときは、 ははっきりと断りましょう。 で禁止されています。 番です。要らないと断っているの って電話を切りましょう。 しつこい電話勧誘は切るのが しつこく勧誘することは法律 不要なとき 思い それ 切

○ご相談・お問い合わせ

悪質な業者は、 「試供品」に油断しないで! 試供品の購入を

けようとたくらんでいます。

きっかけに、

高

額な商品を売り

Ó

始を除く) 午後1時 月~金曜日 幡多広域消費生活センター 5 時(祝日

商工観光係 黒潮町役場 本庁 産業推 ☆43-2113 (課直通 進

#### 4 )健康食品なのに「効能\_

にご注意ください 医薬品的な「効能」をうたう勧 健康食品であるにもかかわらず、

## ⑤断り切れずに購入した場合

うにしましょう。8日間以内なら、 能です。 クーリング・オフ(契約解除)が可 届いた健康食品は開封しない ょ

談ください。 ありますので、 いても、 いては、 クーリング・オフ期間が過ぎて クーリング・オフの手続きに 契約を解除できる場合が 左記へご相談ください。 あきらめずにご相

流が大切です。 日頃から家族や地域、 被害に遭うケースが増えています。 ⑥ご近所で声かけと心配りを! 健康に不安を感じるお年寄り 友人との交 が

午前9時~正午 年末年